

会 議 議 事 録

1 会議名	第3回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和7年7月24日（木曜日） 午前10時から午後0時33分
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡 3階 301会議室
4 出席者名	（委 員） 細貝委員長 山下副委員長 加瀬委員 村越委員 茂澤委員 （五十音順） （事務局） 大野財務部長 小見工事検査監 契約検査課 諏佐課長 桜井工事監理担当課長 佐藤課長補佐 大平係長 於島主査 佐藤主査 須佐主事
5 欠席者名	なし
6 議題	（1） 入札・契約案件の個別審査について （2） 課題事項について
7 審議結果の概要	（1） 入札・契約案件の個別審査について 資料No.1 について説明 （2） 課題事項について 資料No.2 について説明
8 審議の内容	

	3 議題 (1) 入札・契約案件の個別審査について 資料No.1 「個別審査案件一覧」 個別審査案件① 1018006 教建経第31号 〈質疑応答〉
委員	抽出理由の仮契約とはどういうものか。
事務局	地方自治法の規定で1億5千万円以上は議会の議決が必要になっている。契約時に一旦仮契約を締結し、その後議会の議決を経て本契約とするもの。
委員	この案件は3社で特定共同企業体を結成し入札しているが、今回結成した特定共同企業体は一時的なものか。
事務局	参加要件が特定共同企業体の案件は、工事の案件ごとに特定共同企業体の申請書を提出してもらい、審査した後に入札となる。
委員	この事業はかなり長期間だが、当初の要件のまま3カ年行うのか。
事務局	基本的には3カ年全体の工事として契約を行う。工事を進める中で想定しえなかった工事が必要になった場合は変更契約もあり得るし、急激な物価上昇などにより、内容の変更があれば変更契約を行うこともある。
委員	工事の金額が高額な場合は議会議決が必要とのことだが、変更があった場合も議会議決が必要になるのか。
事務局	当初契約で議会議決が必要な案件は、変更契約時も議会議決が必要になる。
	個別審査案件② 1017984 7道整補第1号 〈質疑応答〉
委員	落札率がほとんど91%だが固定型になると結果が変わるのか。

事務局	固定型の場合、最低制限価格は非公開だが、予め市で決定することになる。市で決定した最低制限価格に近ければ、同額になる可能性はある。
委員	入札の際は、全体の金額のみを入れるのか、内訳も入れるのか。
事務局	全体の税抜金額が入った入札書と、大まかな内訳が入った工事費内訳書を提出する。
委員	談合が起こった場合、内訳書を見ればわかるのか。
事務局	入札金額に疑わしいものがあれば、分析すれば分かるかもしれない。
委員	入札の結果については上から金額が高い順位で表示されるのか。
事務局	上から有効入札の価格が低い順、次に失格となった無効入札の価格が低い順といった並び方になっている。
委員	特定共同企業体を結成するにあたり、代表者の要件を満たしているか相手の業者は把握し、落札する可能性がある業者同士で結成しているのか。
事務局	総合評点や工事成績評定点は公表されているため、それをふまえて結成している。市でも特定共同企業体の要件を満たしているか申請時にチェックしている。
委員	入札価格は代表者が入れるのか。
事務局	実態は不明だが、おそらくそうだと思う。構成員と相談して入れているケースもあるかもしれない。
委員	前回落札できなかった情報などは、業者同士で共有されているのか。

事務局	企業体を組むような業者同士では情報交換があってもおかしくないが、業者がどうしているかまでは把握していない。
委員	事前にあると談合だが、事後に情報共有することは違法ではないのではないか。
委員	個別審査案件①と②で総合評点の差はどういうものか。
事務局	総合評点は参加要件で示しているもので、満たしていれば入札結果に影響されるものではない。
委員	総合評点が高いということは技術や資本金があるなど、会社の総合力があるという一つの指標とみていいか。
事務局	そうです。
委員	総合評点は、3者の平均点か。
事務局	代表者のみの総合評点となる。
委員	実際の入札時は仕様書等を全部用意し、参加する企業が来庁して行っているのか。それともインターネットで行っているのか。
事務局	設計図書や図面など価格が入っていない資料は市のホームページで公開し、これを基に参加する業者が積算している。入札の方法としてはインターネット回線を使って電子入札を行っている。
委員	セキュリティ面は守られているのか。
事務局	セキュリティは非常に大事なところなので、ICカードに業者情報を登録し管理している。
委員	抽出理由で「最低制限価格未満により、入札無効となった業者が多いため」とあるが、価格差が小さく微妙すぎるという問題意識があるから抽出されたのか。もし固定型最低制限価格の場合は結果は変わってくるか。

事務局	案件によっては、最低制限価格を算定した結果、それ以下になってしまう業者が多いケースもあり、その一つの例として示したものの。 もし固定型とした場合は、固定価格で最低制限価格が算出され、業者はそれを目指して入札してくるが、業者がどこまで正確に追えるかで結果は変わってくると思われる。市の積算をきっちり推測できた業者で最低制限価格も推計できた業者が落札できると思うが一概には言えない。 個別審査案件③ 1017979 ス振工第6号 〈質疑応答〉
委員	参加要件の総合評点について、個別抽出案件の①～③の工種は、それぞれ建築一式、土木一式、舗装となっているが、入札者に同一業者が含まれている。同一業者でいろいろな工種の総合評点を持っているのか。
事務局	建設業許可で工種が分かれているが、工種ごとに総合評点がある。 個別審査案件④ 1017961 建配第3号 〈質疑応答〉
委員	入札額がこれだけ正確に積算できているということは、かなり簡単な積算の工事なのか。
事務局	水道管を順に埋めていくだけなので、色々な工事の中では特に単純な工事と言える。
委員	単価等も市で使うものは容易に分かるのか。
事務局	そのとおり。
委員	単純な工事など積算がしやすいものは、固定の制度に変更してもこのような形になりやすいのか。

事務局	同じような結果になる可能性は高いと思う。ただ、下限価格が積算できたとしても、プラス 1 円にするかは分からない。正確に積算できるという点では似たような結果が出る可能性はある。
委員	プラス 1 円というのは下限価格を予想できているということか。
事務局	固定型の場合は、最低制限価格が予め設定されているため、入札を希望する業者は同額で入札する。変動型は最低制限価格が変動するため、今回の案件では下限価格にプラス 1 円した金額で応札したと思われる。
委員	このような高額な入札で、しかも末尾が 1 円単位で揃うということになると、くじを行う前に談合疑惑の確認で内訳書を確認したりしないのか。ここまで金額が一致するのはものすごい偶然だが、そういったことせずにくじ引きを行ったのか。
事務局	現在の制度では、内訳書は確認するが、事細かな調査までは行っていない。ただ内訳書をみると正確に積算できているのは見て取れる。
委員	固定型では、こういったケースが増えるのではないか。
事務局	固定型にすると最低制限価格が推察され、こういったものが増えると思われる。最低制限価格を正確に想定できたものがくじの対象となるので、応札者からクレームはないと思われる。
委員	市民から見たら、不自然な数字の並び方で疑問を感じる。透明性が必要だと思う。
委員	結果は公表されるのか。
事務局	公告から契約までの日付については、入札結果として表示されないものもあるが、その他は公表している。
委員	公表されるならこんな偶然あるのかといったことになる。こうな

	った結果については、市として何故こうなったのかといった理由を把握する必要があるのではないか。
事務局	これまでも下限価格近くに入札金額が集中しているものはあったが、その中でも究極な、1 円まで迫ったのがこの例になる。水道管の工事は積算がしやすい単純な工事で、これまでも下限価格に近い金額に集中するということは続いていた。業者が経験として、回数を重ねていくうえで積算の精度が上がったと考えられる。
委員	そういった見解は、一緒にご提示いただきたい。
委員	資料 2 の参考資料 1 に工事費内訳書がついているが、積算によって直接工事費等が一致するのは分かるが、諸経費などもこのような単純な工事になると傾向として一致するものなのか。
事務局	直接工事費に対しての共通仮設費の率が決まっていて公表されているので、直接工事費が一緒なら共通仮設費についても同額になる。
委員	先程、他の委員が発言された見解のまとめに、こういった部分もまとめて提示いただきたい。
委員	くじ引きが多いというのは結構あるのか。まともに計算して最後くじになるのは、参加する業者は納得がいかないのではないのか。何件もくじが続くのはまずいのではないのか。
事務局	入札の仕組みの中で、同額の場合はくじ引きというのは一般的に用いられている。くじ引きだから不満という意見は出てはいない。くじ引きに行きつくまでが競争の一つでもある。
委員	入札は、入札書を BOX に入れるイメージなのだが、電子メールで行っているのか。
事務局	現在は電子入札を行っており、インターネット回線を使用したシステムで入札を行っている。

委員	業者側が時間をずらして入札したといったような、利用者側の方で入札額が漏れているといった疑念はないのか。
事務局	電子入札で行った入札額は他の会社は見るができない。市も入札締切以降でないと入札額を見ることはできない。
事務局	単純な工事で積算が容易な場合、下限価格は 91%の上ギリギリを目指して業者は入札してくる。落札するためにどれだけ上乗せするかというところは、変動型は肝になるところ。プラス 1 円の業者がこれだけ出てくると、何か業者間で話し合いがあるのかなという疑念を持たれる市民も多くいるかもしれない。我々にも確証があるわけではないので、どう考えてまとめるかは内部で考え説明できるようにしたい。固定型においては、単純な工事なら業者の方も最低制限価格の予想はできてくると思われる。その場合はくじになるが、何社も同じ金額になるとしてもその場合は自分たちの積算金額を出した上でのくじなので、それはそれで納得できるのではないかと考えている。
事務局	他の自治体では固定型が多く、比較的単調な工事のくじ引きはよくあることで決して特別なものではない。 個別審査案件⑤ 1018084 地建補道改越第 1 号 〈質疑応答〉 質疑なし。 個別審査案件⑥ 1017995、1018115 7 橋修補第 1 号 〈質疑応答〉
委員	辞退業者が多い理由は把握しているか。
事務局	考えられるのは建設業者のマンパワー不足。また、この案件は、橋の架け替えの兩岸の道路工事のため、施工計画にあたって橋の工事との調整も必要ということも影響していると思われる。
委員	B 級と C 級が指名業者に含まれているが、A 級、B 級、C 級の違

	いは。
事務局	この案件は土木一式工事なので、総合評点が 800 点以上が A 級、700 点以上 799 点までが B 級、700 点未満が C 級となっている。長岡地域の B 級業者を全て指名したので、2 回目では C 級を含めて指名している。
委員	一般競争入札の場合は要件を満たしていれば、B でも C でも入札に参加することは可能か。
事務局	一般競争入札の場合はランクではなく、総合評点で区分しているが、それに該当するのは A 級業者でさらに何点以上の者という参加要件になる。
委員	C 級業者は普段入札しない小規模の工事のみ実施しているのか。
事務局	市の発注する工事の規模で決まり、土木の例で言うと 1 千 5 百万円以上は A 級工事、B 級工事は 5 0 0 万円以上 1 千 5 百万円未満、C 級は 5 百万円未満の工事を基本としている。小規模の工事であれば C 級業者にも参加する機会はある。
委員	指名競争入札で 1 者しか応札がない場合、制度上取止めになるのか。取止めて 2 回目を実施するのか。1 回目に辞退した業者は 2 回目は指名しないのか。
事務局	制度上、取止めにし、「応札者が 1 者のため取止め」ということのみ公表する。1 回目に辞退した業者は、参加意欲なしとみなし 2 回目は指名しない。2 回目は改めて指名通知書を出す。
委員	今回のケースだと 1 回目の応札者以外の業者は 2 回目の入札だと分かるのか。
事務局	資料を読み解けばわかる。
委員	1 回目の応札者は 2 回目の入札で入札額が下がっていないがそういうこともあるのか。

事務局	2 回目は新規案件として改めて入札してもらっている。業者の個々の事情までは分からない。
委員	1 回目の入札で 2 者が応札し、予定価格の 100% 以上の場合だったとしても成立するか。
事務局	2 者とも予定価格を超えている場合は再入札となる。
委員	1 回目も 1 者、2 回目も 1 者だった場合、3 回目、4 回目…となることはあるか。
事務局	2 回不調となった場合は、市の規定上、随意契約に移ることができるが、個別にどうしても入札を行わなければならない事情があれば、3 回目、4 回目となることもあり得る。
	個別審査案件⑦ 1017971 建浄第 1 号 〈質疑応答〉
委員	この件も半分くらいの業者は辞退しているが、辞退理由は把握しているか。人口減少もあり、こういう事態は十分予想されるがどうすればよいか。
事務局	辞退理由は業者の人手不足によるもの。手持ち工事の請負時期が影響している可能性があり、発注時期が違えば落札する場合もある。
委員	市内業者から県内業者等に範囲を広げたらどうか。
事務局	市の発注工事なので地域経済の活性化のため、まずは市内本社の業者を優先している。その後必要によって、県内や市内営業所にも広げる場合はある。
	個別審査案件⑧ 1018044 南事施工第 2 号 〈質疑応答〉

委員	協議決定となっているが、協議は再入札を行った3者と行ったのか、それとも再入札価格が最も低かった1者と行ったのか。
事務局	再入札価格が最も低かった1者と行った。
委員	不落随契は多くあるのか。また、今後多くなるのか。
事務局	応札者がいても市の予定価格と合わない場合は、不落随契になる可能性がある。増えているかは一概には分からないが、例年、不落随契の案件は一定数ある。
委員	懸念点として、落札金額に近い入札金額だが、不落随契でももう少し金額を下げさせるといった案件が多くなると、別の問題が出るのではないか。
事務局	不落随契はルール上決められている制度。2回やっても予定価格を超過し、入札額が予定価格の110%以内の場合のみ実施できる。
委員	市の予定価格と業者の見積額が大きくずれているが、この工事は積算がしにくい工事だったのか。
事務局	設備や建物の機械等設備系の工事は、公共の単価がないケースが多い。土木工事は公共積算単価がある。
委員	設備工事は落札率が高くなる傾向か。
事務局	一概には言えないがそういう傾向がある。
委員	工事の種類により落札率が変わるということか。
事務局	そのとおり。
委員	工事の発注は、予算成立後、5～7月が入札が多く、その後は減っていくのか。
事務局	そのとおり。年度初めは大型案件の工事が多く、徐々に減ってい

	くが、途中で補正予算があれば工事が追加になる。
委員	一般的に、年度末が迫ると予算消化で工事の発注が出るようだが。
事務局	市の工事ではあまりない。国から補正予算で補助金が交付されれば、年度後半にそれを使った発注を行うということはある。
	個別審査案件⑨ 1018061、1018125 建施第8号 〈質疑応答〉
委員	制度上の問題だと思うが、1回目に下限価格未満で入札した業者は参加意欲が高いと思われるが、2回目に入れ替えるのはこれも制度上のことか。
事務局	考え方によっては安い金額で契約できた方がいいと思われるかもしれないが、そもそもダンピング防止のための最低制限価格なので、それ以下で入札した業者は無効になる。
委員	2回目の入札について、入札した業者の入札額に大きく開きがある。これは先ほどの設備工事の話と一緒か。
事務局	そのとおり。この工事は機械器具類の更新となっているので、機械器具の仕様というか、そういったものを示しているが、その中でどのメーカーの機材を仕入れるのか選択肢もあり、価格が違ったりするなど差分があるため、見積額が変わってきたものと思われる。
委員	この案件の1回目の結果の公表の仕方はどうなるのか。
事務局	「下限価格以上の価格で入札をしたものがいなかったため」という取止め理由になる。
	個別審査案件⑩ 1018100 地活摂工補第1号 〈質疑応答〉
委員	この業者は前施工業者か。

事務局	以前にも修復工事を行ったことがある業者。
委員	工事期間からすると、この工事は現在も修復作業中か。
事務局	現在施工中の案件。
委員	見積り合わせとなっているが、最終的な落札価格、あるいは協議決定された価格というのはどちらが価格を提案しているのか。
事務局	業者から見積書を提出してもらい、市が予定価格を定めている。随意契約という手続きなので、入札という言葉は使わず、見積りという記載となっている。
委員	かなり専門的な人が関わる作業の工事と見受けられる。美術館の修復等でも同様な専門的な作業が必要となると聞いたことがあるが、価格がその人によって変動するのでは。予定価格の組み方は他の専門的なものを参考に行ったのか。
事務局	予定価格の設定は発注課が研究した中で、業者から参考見積りなどをもらったり市場調査などを行ったりして適正であると判断して決定している。
委員	この案件については、複数社から見積りをとったのか。
事務局	この場では確認できないので、後で回答する。
委員	これだけ難しい工事だと、3者見積りも難しいと思う。前回の審査案件では、市内本社が条件以外のものもあったと思うが、今回抽出の案件は市内本社のみとなっているが、参加要件はどのように決めているのか。
事務局	工種により、市内の業者がいないとわかっている場合は県内、市内営業所まで範囲を広げる。市内に施工できる業者がいると分かっている場合は、まず市内業者を優先する。

委員	市内本社を第一原則で決めているのか。
事務局	そのとおり。
事務局	本日の審査案件は以上。次回の第４回の審査案件の抽出方法は、今回と同様に事務局で特徴的な案件を１０件程度抽出し、次回委員会の最後に第５回以降の案件抽出方法をご検討いただくが、いかがか。
委員	異議なし。
	(２) 課題事項について 資料 No. 2 「最低制限価格制度の改正について」
事務局	長岡市としては、この改正内容により９月から実施していきたいと考えているが、随時運用状況を振り返りながら、必要な見直しを行ってきたい。 なお、これまで非公表としていた内容、資料や議事録についても、この制度改正の決定にあわせて公開に切り替える予定。本制度改正の公表は、８月下旬を予定しているので、それまでは、本件の取扱いにはご留意いただくようお願いしたい。
委員	情報漏洩に関する追加の対策に「(３) 外部相談窓口を設置」とあるが、現在設置されている内部相談窓口は匿名の相談も受け付けているのか。匿名であればいろいろな相談が出てくるかと思うが、その運用について十分考えないといけないと思うが、いかがか。
事務局	匿名で相談できる。担当の総務部と連携を検討して進めていきたいと思う。
委員	今回の制度改正について、入札に参加する業者以外にも説明が必要だと思うが、そのあたりはいかがか。
事務局	市のホームページで内容をできるだけ詳しく説明し、市に入札参加申請をしている業者にも周知したいと考えている。

委員	資料№.2の1ページ目の上段枠内に「令和7年9月1日以降に入札公告、指名通知を行う案件から実施する。」となっているが、ホームページでのみ発表する形で口頭説明はないのか。
事務局	入札制度を変更することは、お盆過ぎ頃に一般に公表しようと思っている。新しい制度を適用する9月1日以降の入札公告の中で、新たな制度を用いる旨を示し、業界に対しても情報提供を行いたい。
委員	入札監視委員会の議事録の公表の話が出たが、具体的な中身はともかくとして、氏名が出ると委員に質問が来る可能性がある。質問が来た場合の注意事項等あればお聞きしたい。
事務局	議事録について、今まで非公開としていた部分を制度確定後に公開する形にしたいと申し上げたが、議事録の内容について事前に確認をしていただき、支障がある部分については公開しない。誰がどのような発言をしたというのは公表しない。
委員	制度改正は、市の案件であって、委員は意見は述べたが、改正するかしないかを決めたということではないということではよいか。
事務局	基本的に制度を作ったり運用したりするのは市なので、今回の変動型から固定型に変えるのは、市の考え。その中でいろいろな意見を聞かせてもらい参考にしたということ。決して委員会で決めたということではない。
委員	第4回の入札監視委員会では新しい制度の案件が含まれるのか。
事務局	今回は7～9月分、新制度と旧制度の案件が混在する可能性があり、第5回が新制度のみとなる。
事務局	今回様々な案件について意見をいただいたので、今後の事務の参考とし、改めて制度の必要性や妥当性について、見直しも含めて検討していく。最後の課題事項の変動型最低制限価格制度は、5年間試行し、情報漏えい対策で一定の効果がある一方で、積算技術を向

	上させている事業者の努力が報われない制度になってる部分もある。入札制度に対する不信感だとか、参加意欲の低下が懸念される状態になってることが、一番問題だということを感じている。一方で情報漏えい防止について、入札制度、仕組みの改善やコンプライアンスの強化についてどの方法がいいか継続的に検討していくのでご理解いただきたい。入札制度は、競争性、公平性、透明性の確保はもちろん、地域経済活性化の観点や地元業者の育成も考慮しながら今後も進めていく。
9 会議資料	別添のとおり